

1

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）

## 4. EU関係者・加盟国等の対応

## EU関係者の反応①

- 2025年の2月に採択されるまでのPPWRの議論過程におけるEUの関係者の反応は、様々であった。趣旨に賛同する団体も多い一方で、規則によってもたらされる懸念事項に対する指摘もプレスリリースで各種散見された
- 以下に、農業・食品関連事業者による指摘の一例を抜粋する



Copa-Cogeca  
(農業者団体)

- 他の経済分野では段階的な目標が設定されている一方で、**生鮮果実と野菜に関しては、プラスチック包装と堆肥化不可能なラベルの使用の大幅な禁止が求められており、不当**である
- すでに国内法を制定している加盟国では、採択された後も、規則より厳しい国内法の維持が認められる。加えて禁止される包装の適用除外となる製品を決定する際には、各国が独自の例外を定義することが規定されている。つまり、**同じ果物や野菜製品に対して、EU域内で各国ごとのルールが共存するは、EU単一市場の統合的なアプローチに矛盾**するものである

“Copa and Cogeca ask negotiators on Packaging to find a workable agreement for the fruit and vegetables sector” (2024/4/22)



Food Drink Europe  
(食品業界団体)

- PPWRを通じて**包装材をリサイクル可能にするための業界の取組を歓迎**したい。産業界が専門知識を提供し、リサイクルのための設計ガイドラインの開発において協議を進めるべきである
- 再利用は、消費者に受け入れられ、衛生・安全基準に裏打ちされ、費用対効果の実証され、環境にとって明らかに有益である場合に検討することが望ましい。**再利用は、質の高いリサイクルを補完するものと考え**るべきである
- リサイクル材の入手可能性とコスト、利用可能なインフラと技術の質を考慮した目標が設定される必要があり、政府の投資を含め、**リサイクル包装に対する投資を確実にするため、より多くのインセンティブを提供**すべきである
- リサイクル材の活用にあたり、新たなリサイクル技術（ケミカルリサイクル）を正式に認めることを期待**する

“Food Drink Europe’s suggestions to the new Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023/3/5)



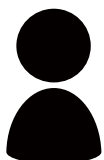
CEFLEX  
(軟包材イニシアチブ)

- EU市場で流通する一次食品包装の約半分は軟包材が活用されている。しかし、重量ベースで食品に使用される全包装材の17%に過ぎない。資源の効率利用は、環境面と経済面で利点があり、食品の品質と安全性を維持し、包装材よりも高い温室効果ガス排出量につながる食品廃棄物を防ぐことによりつながる。**軟包材は市場で使われ続けるとともに、リサイクルされる必要がある**
- 域内市場の法的基盤として、**既存の指令を「規則」として置き換える提案を歓迎**する
- すでにリサイクル可能な用途やリサイクルされている用途での包装材の使用は、制限なく引き続き許可されるべきである。また、**包装業界のコンセンサスによって支持されている既存のリサイクル設計ガイドラインを考慮し、設計基準は、検討されるべき**である。
- リサイクル性能等級は、設計がリサイクルにどの程度適合しているかの結果を反映すべき**である。性能等級は、**全ての種類の包装が等級Aを達成できる可能性を確保**すべきである
- リサイクル材の含有割合の目標は、包装製品の製造者が市場に流通させるプラスチック包装の平均値として設定すべきであり、それを可能にする条件と明確な期限付きのセーフティネット条項を付随させる必要がある。

“UPDATED Position on the proposed EU Packaging & Packaging Waste Regulation” (2023年7月)

## EU関係者の反応②

- なお、本事業では2024年12月にPPWRが可決される前後で、現地調査を実施した。その際に、得られた反応を下記に示す



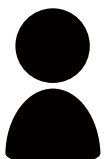
専門家の声

- ・ 1994年以降リユース・リサイクルの促進を目指してきたが、うまくいっていない。国内法のレベルに差が生じ、思ったように適用されておらず、域内で包装廃棄物が増加している。
- ・ 拡大生産者責任が均一化されることは、サポートになる。定義・意味が国ごとに異なり、これまで大きな負担であった。EUレベルでの定義がなされることで、調和化され、透明性が高まる。
- ・ EUでもPE・PPはバージン材が良く活用されている。原料確保等が課題であろう。



包装関連団体の声

- ・ PPWRにより、リサイクル材を食品接触包材に適用する方法を尋ねられるようになり、プラスチックに対するイメージが変わることを期待したい。
- ・ リサイクルされていない包装材については、今企業があらゆる可能性を模索して、リサイクル適性を有する包装を目指している。リサイクル適性の試験評価の件数も年々増加しており、企業の関心が高いことを示している。
- ・ 一方で、機械の入れ替え等のインフラに対する投資については、動向を静観している企業が大半である。今後決定される下位規則で何が決定されるか、除外規定に含まれるか、気にする企業が多い。



食品関連団体の声

- ・ 農業・食品部門でPPWRに関連する包装は、生産で使用する包装（農業資材等）に加え、食品包装、果物・野菜、ワイン、蒸留酒、乳製品、園芸用包装（花鉢・植木等）に至るまで、あらゆる包装が対象。影響は無視できない。
- ・ EU大手の事業者は既にPPWRを受けた対応の変化を検討している。食品製造者は独自に開発を進めており、加盟国とも協力し、リサイクル設計への適合を検討している。他のセクターや加盟国と共同し、公的資金を使って開発、多くの人を巻き込むように一緒になって開発するプログラムが動いている。要件が多いため、既にPPWR遵守のための部署を設けている企業もいる。
- ・ 委任規則・実施規則の採択が欧州委員会からオンタイムで出てくるか悩ましいが、仮に遅れた場合には、要件の適用は下位規則の採択と連動して調整されるべきだと働きかけている。
- ・ EU域内の食品についてはGI表示制度の対象となる製品について除外規定が設定されることもあり、実際の懸念は当初想定していたほど、大きくなかった
- ・ 軟包材や多層フィルムを扱うチーズや乳製品、肉類や加工食品で、リサイクル適性を有する設計への適合に向けて懸念が挙げられている。加工食品では、鮮度を保ち、保存期間を延ばすために、真空パックやプラスチックフィルムが必要とされている。リサイクルが難しい場合、再設計に伴う費用が負担となることが予測される

加盟国の国内法の改正状況

- 加盟国の国内法の状況について、ドイツ、フランス、オランダの3か国を例に、国内法の改正等の検討状況を記載した
- 下表青字で記載している内容は、前身となるPPWDにおいて、PPWRと同等あるいはより厳しいレベルの規制が、PPWR採択に先駆けて導入された措置である。赤字は独自措置である

| 国    | 関連法                         | 容器包装関連の国内法整備状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フランス | AGEC法<br>(LOI n° 2020-105)  | <ul style="list-style-type: none"><li>フランスでは、2020年2月に採択された気候・レジリエンス法を中心に、法律が整備されている。同法の下で、使い捨てプラスチックや、リサイクル含有割合に関する政令が整備 (decret n 2022-549、decret 2022-507)</li><li>2023～2027年の期間に、年間に上市される包装材に占める再利用包装の比率を10%に増加する目標や、2025年までに使い捨てプラスチック容器を20%削減し、削減目標の少なくとも50%を再使用により達成し、100%リサイクル可能にするという目標に従った政策検討が進んでいる</li><li>2022年1月以降、小売店での1.5キログラム未満の未加工の野菜や果物のプラスチック包装は禁止されている。プラスチック包装による野菜や果物の販売を例外的に認める「ばら売りでは傷む恐れのある野菜や果物」の品目リストは2023年6月に公表されている</li><li>2023年1月1日から、包装や印刷に活用される鉱物油についての強化された規制が施行</li><li>2024年9月には、リサイクルできないポリスチレン包装を禁止する措置が、2025年から2030年に延期されることが発表。PPWRと足並みをあわせるために、この禁止措置の適用対象は、リサイクル性能等級A、B、Cに該当しない包装として規定。</li></ul> |
| オランダ | Besluit Beheer Verpakkingen | <ul style="list-style-type: none"><li>オランダでは、2014年に成立した包装材に関する法律パッケージを軸とし、法律が整備されている</li><li>2023年7月1日の改正により、飲料カートン（紙および/または段ボールが主な構成要素である飲み物用カップを除く、液体食品の包装に適した包装）に対するリサイクル目標を引き上げ</li><li>2025年からPETボトルについては、使用済みリサイクル原材料を最低 25%使用する義務が設定。2030年には30%</li><li>2023 年4月1日以降、オランダ市場で販売される3 リットル以下の金属製飲料容器には、デポジット義務が適用。ガラス飲料容器については、デポジット義務なし</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ドイツ  | Verpackungsgesetz           | <ul style="list-style-type: none"><li>ドイツでは、長らく容器包装についてはVerpackungsgesetzで規定されている</li><li>2021年に改正が行われ、同年7月より段階的に施行</li><li>2022年1月から、使い捨て飲料容器に対するデポジット・リターン制度（Pfand制度）の対象が拡大。ジュースやネクター、スパークリングワイン、プラスチック製の使い捨て飲料ボトルや飲料缶に入ったアルコール混合飲料、等。2024年からは、牛乳、乳飲料、その他の乳製品も対象</li><li>2023年からは、テイクアウト部門での再利用包装の提供も開始</li><li>連邦環境・自然保護・原子力安全・消費者保護省(BMU)は、2023年6月に、PPWRの成立を見据えた改正案を提案した。自由民主党（FDP）などの反対により同改正案は否決され、全てのステークホルダーが妥結できる方向に向けて検討が行われている。</li></ul>                                                                                                                                                                                        |